



## 第十一回

## 参議院議員選挙投票日は

七月十日です

参議院議員選挙（地方区）

◎選挙権のある人

満二十才以上の日本国民

で選挙人名簿に登録されて

いる人。

六月十五日（基準

日予定）現在において從米

から町内に居住している者

にあつては、住民票が作成

された日から、又、他市町

村から転入した者があつて

は、転入届出をした日から

三ヶ月以上居住している二

十才以上の者で選挙人名簿

に登載された者と、年令に

ついては、前述の住所要件

を満たす者で、昭和三十二

年七月●日までに生れ、選

舉人名簿に登載された者で

十一

第五投票所

（旭町、尾末東、後向、

中尾、下納屋、上納屋

五区）

第六投票所

（庵川西、庵川東、牧山

谷の山）

第七投票所

（上井野、大内原）

第八投票所

（城屋敷、小園、松

谷瀬）

第九投票所

（西門川児童館

城屋敷公民館）

第十投票所

（平城西、平城東、中山

三ヶ瀬公民館）

十一

○投票の順序

方区が先で、全国区が後で

行ないますが、投票は、地

方区と全国区を同時に

行ないます。

投票用紙（白

い黄色の紙に黒字刷）には、全

色の紙に赤字刷）には、全

地区の候補者の氏名を書い

て投票箱に入れます。

○全国区の投票用紙（白

い黄色の紙に黒字刷）には、全

地区の候補者の氏名を書い

て投票箱に入れます。

○投票の方法

当日、投票所に行つて、

投票用紙に候補者一人の名

前を自分で書いて投票する

○代理投票

自分が見えなかつたり、手

が不自由で字が書けない人

は、投票所に行つて係員に

申し出れば親切に代理投票

ができます。

○点字投票

目の見えない人で、点字

の打てる人は、係員に申し

立が真正であることを誓う

事のため投票日、投票

所へ行くことができない人

は、町選管委員会へそ

うに郵便で請求して下さい。

尚、くわしいことは町選管

方に請求できますが、早目

に問い合わせ下さい。

尚問い合わせ下さい。

尚問い合わせ下さい。